

岐阜市立境川中学校部活動規定

(目標)

第1条 本校の教育目標を達成するために、生徒の体力の保持増進、並びに興味・特技の伸張を図るとともに、めあてをもって協力し、最後まで粘り強くやりぬくことのできる生徒を育てる。

(運営組織)

第2条 各部の円滑な活動と、一貫した指導ができるように次の会を設ける。

(1) 部活動顧問会

ア 各部の代表顧問をもって構成し、指導部の部活動担当者とともに活動上の諸問題について協議し、職員会等への議案の作成に当たる。

イ 部活動顧問会は、年度に1回以上、必要に応じて開く。

(2) 生徒部長会

ア 各部の代表生徒で構成し、必要に応じて各部の問題点等について協議する。

イ 会は不定期に開催される。

(3) 生徒部会

ア 各部に参加する生徒で構成し、必要に応じた係をおき、活動目標を達成するために必要な事項について協議する。

イ 会は、各部の判断によって不定期に開催される。ただし、飲食を伴う会はこの会の範囲ではない。

(4) 部活動評議員会（後援会）

ア 境川中学校全生徒の保護者で構成し、別に定める会則により運営する。

(運営方法)

第3条 次の事項に基づき、適切に運営する。

(1) 指導体制

ア 顧問

(ア) 全職員（校長・教頭を除く）がいずれかの部を担当し、指導にあたる。

(イ) 各部とも原則として複数制とし、内1名を代表顧問とする。

イ 社会人指導者及び部活動指導員

(ア) 社会人指導者の選定及び任命は「岐阜市学校部活動社会人指導者派遣事業実施要項」に基づいて行う。

(イ) 部活動指導員の選定及び任命は「岐阜市部活動指導員配置事業実施要項」に基づいて行う。

(ウ) 社会人指導者及び部活動指導員は、学校の教育目標の具現に寄与するため、岐阜市中学校部活動指針（令和5年5月改定）及び本規定を遵守し指導にあたる。

(2) 部の構成

ア 野球、ソフトボール、サッカー、ハンドボール男子、ハンドボール女子、バスケットボール男子、バスケットボール女子、卓球、柔道、陸上、剣道、バレーボール、ギター・マンドリン、コーラス、美術、パソコンの16部で構成する。

イ アの部以外の種目で中学校総合体育大会（中学校体育連盟主催）に出場する場合は、校長の承認を受け、臨時の部活動として出場する。臨時顧問を充てて指導監督を行う。

ウ 部の新設、廃止については、希望生徒数、顧問の配置をはじめとした指導体制、活動場所の状況等から総合的に判断し、校長が決定する。部の廃止においては、事前に十分な期間を置き、転部指導などの教育的な配慮を尽くす。

エ 入部

- (ア) 希望入部とする。
- (イ) 入部を希望する生徒は、本人・保護者連署による「入部届」を顧問に提出する。
- (ウ) 1年生については、部活見学や部活動説明等を通して、活動内容を理解し入部手続きを行う。
- (エ) 1年生の正式入部は、4月下旬から5月初旬に開催される部活動ミーティングからとする。
- (オ) 2、3年生については、前年度中に継続届を提出する。

オ 退部（転部）

- (ア) 退部希望者は、「退部届」を学級担任→顧問の順に提出する。転部希望者は、さらに新しい部活動顧問に了解を得て、「入部届」を提出する。

（具体的活動）

第4条 次の事項を遵守し、安全で教育的な活動を行う。

- (1) 部活動顧問は、毎月の活動計画一覧表（活動日、活動内容、指導者名）を作成し、校長に提出するとともに全校職員、保護者、生徒が活動の計画を知ることができるようにする。
- (2) 部活動顧問は大会等の結果や活動の様子を必要に応じて学級担任や、家庭に報告する。
- (3) 下校完了時刻は次の通りとする。（15分前に活動を終了し片づける）

平日は、16：45を原則とする。（11月後半から1月前半までは、16：10とする。）
※休日及び夏休み、秋休み等の休業日も原則上記と同様とする。

- (4) 平日は毎週月曜日を休養日とする。変更した場合は、その週のうちに代替休養日を設定する
- (5) 土曜日、日曜日、休日の活動は、校長の承認を得た毎月の活動計画に基づいて行う。その場合、第3日曜日（家庭の日）を含めて土・日曜のどちらかを休養日とする。大会等の場合は、必ず代替休養日を設定する。
- (6) 土曜日、日曜日、休日に活動する場合には、3時間程度で活動を終えるようにし、練習試合、合同練習等の場合もできる限り終日にわたらないように配慮する。
※土曜日及び日曜日を保護者クラブで行う場合の休養日の設定や活動時間については、別途「保護者クラブ規定」に定める。
- (7) 練習試合は、遠距離を避け、本校及び相手校の校長の承認のあるものに限る。
- (8) 気温、湿度などの環境条件に適切に対応する。高温時は、こまめに水分、塩分、休憩をとり、熱中症の未然防止を行う。また、低温時は、雨に濡れないことや休憩時に防寒着を用いるなどして、低体温症の未然防止を行う。その他、天候をはじめとしたすべての状況に適切に対処する。
- (9) 夏季休業中の「学校閉庁期間」については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- (10) 年末年始（12月29日～1月3日）については活動日を設けない。
- (11) 定期テスト1週間前から、部活動を停止する。公式試合が1週間以内にある部活については、特例で活動することができる。
- (12) 対外試合等への参加は、中学校体育連盟、教育委員会主催及び、後援のものに限る。その他の大会などへの参加については、校長の承認を得る。
- (13) 土曜日、日曜日、休日の部活動に参加するときには、自転車通学生を除き、徒歩で登校する。ただし、部活動における自転車通学許可証を提出した生徒に限って、自転車通学を可とする。服装は、制服又は体育の服装（ジャージ）及び部活動で決められた服装に限る。
- (14) 平日の部活動での服装は、活動に適した服装とする。

- (15) 部内でのトラブルや問題行動が起こった場合、問題解決に向けてのミーティングを開き、部のきまりやルール・マナーの再確認をする。なお、活動を自粛するなどの措置をとる場合は、校長の承認を得て実施する。

(経理)

第5条 次の事項に基づき、適正に管理する。

- (1) 出納管理は各部保護者の担当者が行う（部活動顧問は関与しない）。毎年度末に4月1日から翌年3月31日までの決算報告をする。（部によっては、新組織結成から中体連終了後までの決算報告でもよい）
- (2) 活動に必要な諸経費は、部費と補助金をもってあてる。
- (3) 部費（後援会費）は、各部ごとに部員全員から徴収するものとし、一人月額1,000円を上限として後援会員部員の保護者の承認を得た金額とする。

(傷害防止と処理)

第6条 次の事項に基づき、安全な活動を確保する。

- (1) 生徒の体力と技能に照らし、傷害防止に十分配慮した段階的で適切な指導を行う。
- (2) 計画に基づいた活動中に生徒が傷害を受けた時は、日本スポーツ振興センターの給付を受けることができる。

(保護者クラブ)

第7条 保護者クラブは、「部活動の地域移行」の実施主体となり活動することを目的とし、各部の保護者で構成する部活動後援会によって保護者クラブを設置することができる。保護者クラブは別に定める「保護者クラブ規定」に基づき、保護者の運営するクラブとして実施する。保護者クラブは学校部活動と目的を同じくして行い、岐阜市部活動指針（令和5年5月改定）を遵守する。

附則 この規定は、平成30年4月1日から改めて施行する。

平成31年2月1日一部改正。

令和3年4月30日一部改正。

令和4年4月5日一部改正。

令和5年4月28日一部改正

令和5年7月20日一部改正

令和6年10月10日一部改正